

令和 7 年 4 月 18 日
島根県政策企画局統計調査課
担当：森田、長谷川
電話：0852-22-6076

令和 7 年国勢調査島根県実施本部の設置について

令和 7 年国勢調査が本年 10 月 1 日を調査期日として実施されます。
島根県ではこの調査の円滑な実施を図るため、政策企画局長を本部長とする
「令和 7 年国勢調査島根県実施本部」を設置します。
については、下記のとおり実施本部発足式を行います。

記

1. 日時 令和 7 年 4 月 22 日(火) 9 : 30 ~ 9 : 45
2. 場所 島根県政策企画局統計調査課（県庁 6 階）
3. 内容
 - (1) 丸山知事による実施本部看板掲出
 - (2) 丸山知事あいさつ

〈添付資料〉

- ①令和 7 年国勢調査島根県実施本部の設置
- ②令和 7 年国勢調査島根県実施本部組織図
- ③令和 7 年国勢調査の概要

令和7年国勢調査島根県実施本部の設置

R7.4.18

1. 目的

令和7年国勢調査を正確かつ円滑に進める実施体制を整え、事務の万全を期するため、令和7年国勢調査島根県実施本部を設置する。

2. 設置期間

令和7年4月22日から令和8年3月31日

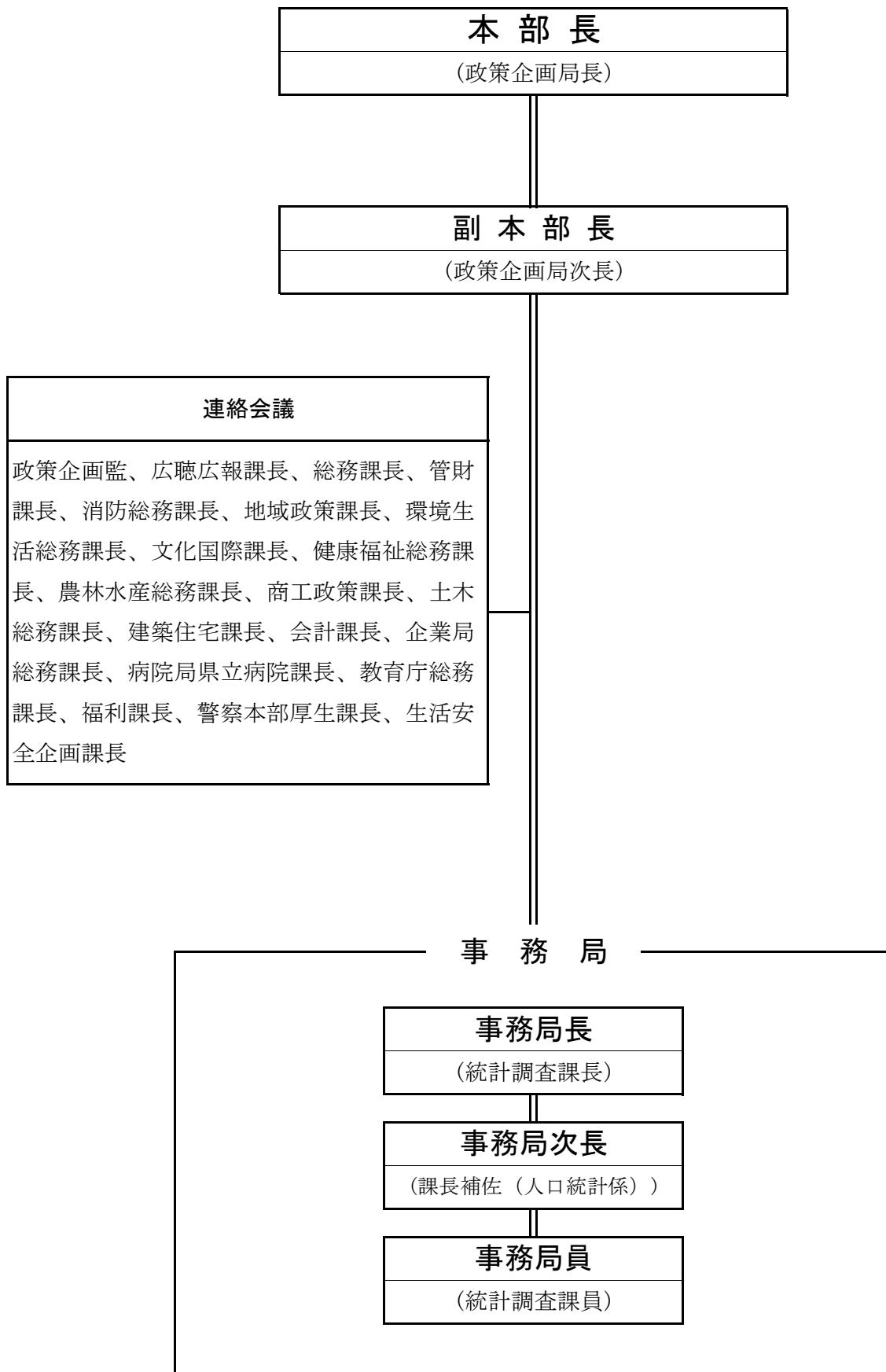
3. 組織

(1) 本部長	島根県政策企画局長
(2) 副本部長	島根県政策企画局次長
(3) 事務局長	島根県政策企画局統計調査課長
(4) 事務局次長	島根県政策企画局統計調査課課長補佐
(5) 事務局員	島根県政策企画局統計調査課職員

4. 主な業務

- (1) 県民に対する広報
- (2) 各種団体への協力要請
- (3) 国、市町村等関係機関との連絡調整 など

令和7年国勢調査 島根県実施本部組織図



(参考)連絡会議の構成及び協力依頼内容

構成	協力依頼内容
各部局の主管課	管下職員への周知
管財課	ポスター掲示等の広報に係る庁舎使用 県職員宿舎の所在地及び空き室情報の提供
広聴広報課	県広報媒体への掲載
文化国際課	外国人団体、国際交流団体情報の提供
建築住宅課	県営住宅の所在地及び空き室情報の提供
企業局総務課	企業局職員宿舎の所在地及び空き室情報の提供
病院局県立病院課	病院局職員宿舎の所在地及び空き室情報の提供
教育庁福利課	教職員住宅の所在地及び空き室情報の提供
警察本部厚生課	警察職員宿舎の所在地及び空き室情報の提供
警察本部生活安全企画課	国勢調査員の安全対策 留置施設又は保護施設に収容されている者の調査協力

令和7年国勢調査の実施について

1. 調査目的

統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、5年に1度行われる最も基本的で重要な統計調査で、国や地方公共団体の各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的としています。大正9年から行われ、今回が第22回目にあたります。

2. 調査対象・調査場所

- 10月1日現在、県内にふだん住んでいる人（3か月以上住んでいる人又は10月1日に3か月以上住む予定の人、外国人を含む。）及び世帯
- 住民票の届出場所ではなく、ふだん住んでいる場所で調査します。

〔留意点〕

次の対象者の「ふだん住んでいる場所」の取扱いは、次のとおりです。

対象者	ふだん住んでいる場所の取扱い
単身赴任者	寝泊まりする日数の多い場所（通常は赴任先）
大学生等	通学するために住んでいる住居（≠帰省先）
病院・診療所の入院者	10月1日現在、入院して3か月以上の場合 ⇒ 当該施設 10月1日現在、入院して3か月未満の場合 ⇒ 自宅
出稼ぎ、旅行、出張などで一時的に自宅を離れている人	自宅不在期間が3か月以上の場合 ⇒ 出稼ぎ先等 自宅不在期間が3か月未満の場合 ⇒ 自宅

3. 調査日程等

(1) 調査期日

令和7年10月1日（水）午前零時現在

(2) 調査日程

9月20日(土)～30日(火)	国勢調査員がインターネット回答用ID、パスワード及び調査票(紙)を配布
9月20日(土)～10月8日(水)	①インターネット回答期間 (パソコン、タブレット、スマートフォン)
10月1日(水)～8日(水)	②調査票(紙)回答期間 国勢調査員が訪問し、調査票を回収、又は郵送で提出

4. 調査項目

(1) 世帯員に関する事項(13項目)

- | | | |
|----------------|-------------------|-----------|
| ①氏名 | ②男女の別 | ③出生の年月 |
| ④世帯主との続柄 | ⑤配偶の関係 | ⑥国籍 |
| ⑦現在の住居における居住期間 | ⑧5年前の住居の所在地 | |
| ⑨就業状態 | ⑩所属の事業所の名称及び事業の種類 | |
| ⑪仕事の種類（職業） | ⑫従業上の地位 | ⑬従業地又は通学地 |

(2) 世帯に関する事項(4項目)

- | | | |
|---------|--------|--------|
| ①世帯の種類 | ②世帯員の数 | ③住居の種類 |
| ④住宅の建て方 | | |



5. 調査結果の利用

(1) 法定人口として利用

衆議院小選挙区の改定基準や地方交付税の算定基準など多くの法令に利用が規定されています。

(2) 行政施策の基礎資料として利用

保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、高齢者社会福祉施策の基礎資料などに利用されています。

(3) 教育、民間など広範な分野で利用

人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料などに利用されています。

6. 国勢調査員の身分等

国勢調査員は、非常勤の国家公務員で、各世帯訪問時には、「国勢調査員証」を携帯しています。前回の調査では、島根県で約4,500人が任命されています。

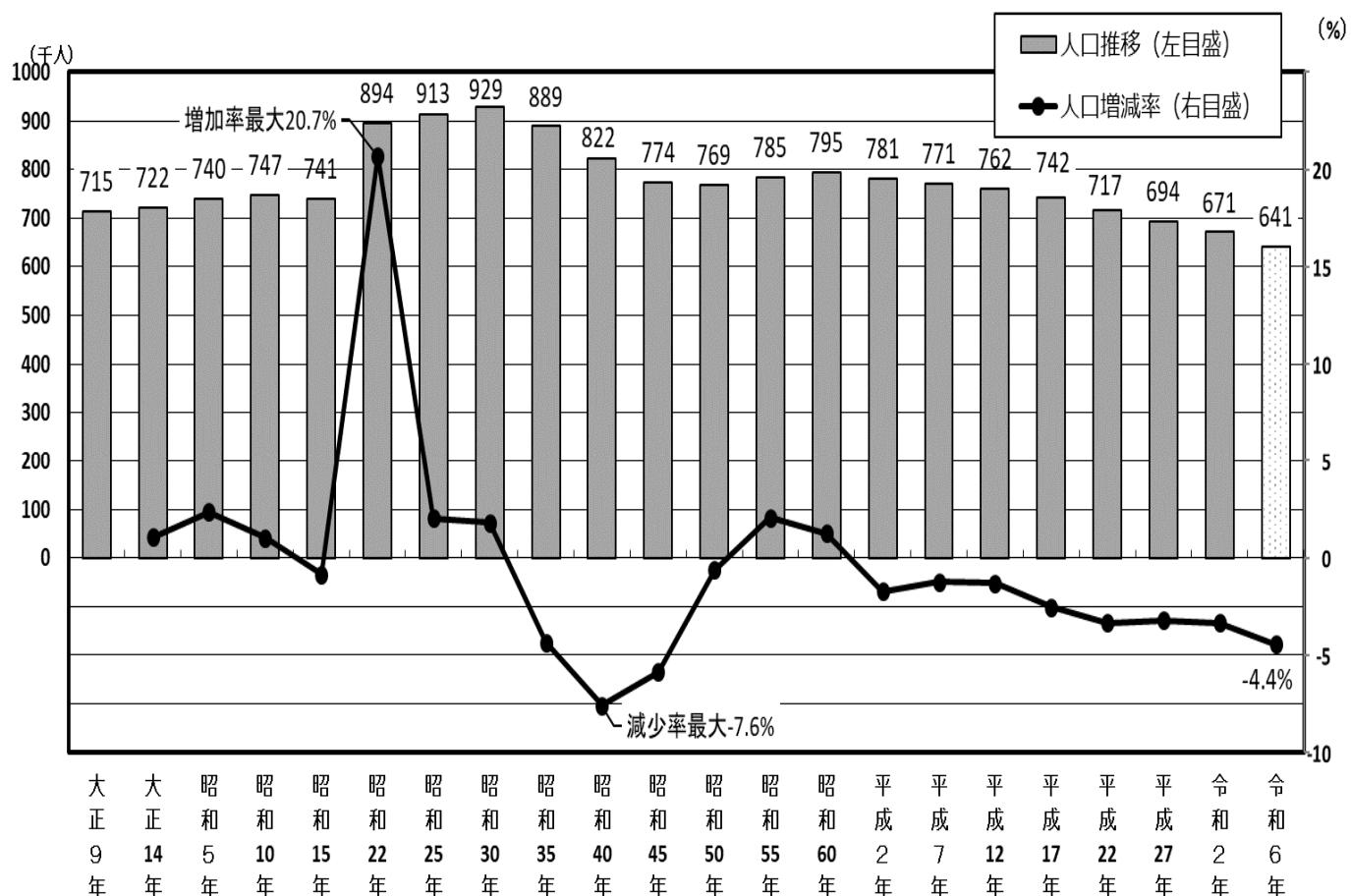
7. 個人情報の保護

- ・国勢調査は、統計法によって厳格な個人情報保護が定められています。
- ・調査員など国勢調査に従事する者には、統計法による守秘義務が課せられています。
- ・調査票の記入内容は、統計を作成、分析する以外の目的に使用することはありません。

8. 調査に対する報告義務

調査対象者は、統計法第13条により、調査票の項目に回答する義務があります。

参考(県人口及び増減率の推移)



※令和6年は、「島根県人口移動調査」による10月1日現在の推計人口